

令和 4 年度島根県職業訓練実施計画（案）

（公共職業訓練と求職者支援訓練に係る総合的な計画）

令和 4 年 月 日

1 総説

（1）計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び島根県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めたものである。

（2）計画期間

計画期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

（1）労働市場の動向と課題

本県における令和 4 年 1 月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.60 倍で、全国の有効求人倍率 1.20 倍を 0.4 ポイント上回り、平成 25 年 3 月から（8 年 11 ヶ月）連続で 1 倍を超える水準で推移している。引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大状況により流動的であるものの、製造業を中心に需要が回復基調にあるなど、雇用情勢は持ち直しの動きが広がりつつある状況にある。

今後、さらに高齢化等に伴う人口減少が進んでいく中、地域経済を維持していくためには、雇用環境の整備や生産性の向上に取り組んでいくことが課題となる。

このため、公的職業訓練を通じて、人手不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等に向けた人材の育成を図るとともに、企業の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上を進めていく等、多様な職業能力開発の機会を確保

・提供することが重要となる。

また、労働力人口が減少していくことが予測される中、フリーター、女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代等のそれぞれの課題に応じた能力開発を行い、円滑な再就職に努めていくことが必要である。

(2) 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

		施設内 離職者	委託訓練 離職者	在職者	施設内 学卒者	施設内 障害者	委託訓練 障害者
県立高等技術校	計画	30人 (3)	642人 (57)	296人 (28)	116人 (9)	10人 (1)	96人 (30)
	実績	21人 (3)	526人 (58)	112人 (12)	90人 (9)	3人 (1)	48人 (29)
	就職率 (R2)	85.7%	78.6%		94.7%	30.0%	64.7%
島根職業能力 開発促進センター	計画	406人 (26)		740人 (59)			
	実績	306人 (26)		426人 (49)			
	就職率 (R2)	83.9%					
島根職業能力 開発短期大学校	計画			784人 (65)	55人 (3)		
	実績			253人 (33)	50人 (3)		
	就職率 (R2)				100.0%		
求職者支援訓練	計画	基礎コース 176人 ・ 実践コース 333人					
	実績	基礎コース 31人 ・ 実践コース 96人					
	就職率 (R2)	基礎コース 51.0% ・ 実践コース 65.0%					

※実施済みなど実績が判明しているものについて計上。令和3年12月末現在の入校者/受講者数(2年次のものを除く)。()はコース数。

※就職率については、令和2年度修了生の数値(求職者支援訓練については、雇用保険適用就職率を用いている)。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者等

(1) 実施方針

島根県内で行われる公的職業訓練（公共職業訓練と求職者支援訓練）を計画的かつ効果的に行うため、一体的に計画を策定し、島根県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び島根労働局が連携を密にし、公共職業訓練を機動的・弾力的に展開する。

また、令和2年5月からは公共職業訓練の全ての課程について、令和3年2月からは求職者支援訓練について、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施が可能とされ、令和3年10月からは求職者支援訓練について eラーニングコースの実施が可能とされたことから、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続きこれらの訓練を推進していくこととする。

加えて、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が、生活との調和を保ちつつ職業訓練を受講できるよう、その実施期間や時間等について配慮し、短期間・短時間の訓練コース、オンライン訓練、eラーニングコースなどの実施を推進する。

それぞれの訓練は、次の方針により実施する。

(離職者訓練)

令和3年2月以降、有効求人倍率は上昇傾向で推移しており依然として、人材不足の業種もあることから、業界団体や関係機関と連携し、求人の動向を踏まえた訓練科目を設定する。

人手不足分野のうち介護・福祉分野で、高齢化率が全国的に高い当県においては介護関係の人材の確保・育成が求められている。また、島根県の合計特殊出生率は全国的に高く産休明けや育休明けに伴う年度中途の保育所入所希望者も多く年度中途での待機児童の増加も予想されることから、これらの分野の訓練を推進する。

また、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化や人材の流動化に対応するため、デジタル分野における人材を育成するための訓練、これから社会人として標準的に習得を求められるIT理解・活用力を習得する訓練の設定促進を図る。

さらに、これまで能力開発の機会に恵まれなかった者を対象として、国家資格等の取得を目指す長期の訓練コースを推進し、正社員就職に導くことが出来る訓練を実施する。

おって、各訓練の実施機関及び島根労働局が常に調整を図り、離転職者に対し、職業訓練の機会を提供することにより、再就職を支援する。

(在職者訓練)

業界団体や商工団体等と連携し、企業のニーズを反映した訓練科目を設定することにより最新技術の習得や熟練技能の伝承を図る。

また、高等技術校とポリテクセンター島根及び業界団体が協力して訓練を実施するなど、効果的な職業訓練により在職者のスキルアップを支援する。

なお、第4次産業革命に対応してIoT技術等に対応した職業訓練の実施に取り組む。

また、ポリテクセンター島根及びポリテクカレッジ島根に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上のための支援、IT理解・活用力リテラシーを習得するための事業主支援等を行い、DXに対応した訓練コースを拡充し、中小企業等のDX対応に係る人材育成支援を促進する。

(学卒者訓練)

高等学校卒業生等の若年者を対象に、業界のニーズに対応した、地域のものづくり産業等で活躍できる実践技術者の育成をめざした訓練を実施する。

(障がい者訓練)

一般校を活用して施設内で行う障がい者訓練については、東部高等技術校において「介護サービス科」を継続して実施する。

委託訓練については、社会福祉法人、民間教育機関、企業等を活用し、障がい者が住む身近な地域で障がい者の多様なニーズに対応した訓練を実施する。

(求職者支援訓練)

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されることから、非正規労働者や自営廃業者、新規学卒未就職者など雇用保険の基本手当を受けることができない求職者に対して、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう必要な職業訓練の機会を提供し、早期の就職を目指す。

基礎的能力のみを習得する職業訓練コース（基礎コース）を20%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練コース（実践コース）を80%程度とし、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人を踏まえたものとする。

また、独自の訓練分野、特定の地域を念頭に置いた地域ニーズ枠を設定する。

さらに、育児中の女性等で再就職を目指すもの、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さら

には短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

なお、訓練の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえ四半期ごとに求職者支援訓練を認定し、認定単位ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、島根労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部のホームページにより周知する。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等（令和4年度計画）

実施主体	内訳	対象者数	訓練の実施分野	目標就職率
県	施設内訓練	30人 (3)	機械加工・溶接科 事務ワーク科	100%
	委託訓練	675人 (62)		85%
	離職者等再就職訓練事業	675人 (62)		
	長期高度人材育成コース	59人 (18)	介護、保育系等	
	知識等習得コース	586人 (42)	事務・介護系	
	デュアルシステム	30人 (2)	農業・事務・介護系	
島根職業能力開発促進センター	施設内訓練	406人 (26)	テクニカルオペレーション科「機械・CADオペレーション科」 金属加工科 住宅リフォーム技術科 建物管理サービス科「ビル管理サービス科」 電気設備技術科 電気設備技術科（短期DS）「電気設備技術科（企業実習付）」 スマート生産サポート科「ICT生産サポート科」 ビジネスワーク科	80%

※（ ）内はコース数

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等（令和4年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数
県	住環境・土木科、建築科、Webデザイン科、ものづくり機械加工科、美容科、ハウスアート科、機械加工・溶接科	279人 (30)
島根職業能力開発促進センター	(分野・職務) 設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育・安全	820人 (59)
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	699人 (60)

※（ ）内はコース数

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等(令和4年度計画)

実施主体	訓練科名	対象者数	目標就職率
県	美容科、自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科、Webデザイン科、OAシステム科、建築科、ハウスアート科	115人 (9)	100%
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	55人 (3)	100%

※（ ）内はコース数

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等(令和4年度計画)

実施主体	訓練科名	対象者数	目標就職率
県（施設内訓練）	介護サービス科	10人 (1)	75%
県（委託訓練） 西部高等技術校 総合実務科を含む	知識・技能習得訓練コース	36人 (7)	
	実践能力習得訓練コース	36人 (36)	
	特別支援学校早期訓練コース	22人 (22)	

※（ ）内はコース数

(6) 求職者支援訓練の対象者数等(令和4年度計画)

区分	地域及び分野	対象者数	目標就職率
合 計		338 人	
基礎コース		70 人	58%
	地域ニーズ枠 (ハローワーク浜田・益田管内)	30 人	—
実践コース		268 人	63%
	介護系	60 人	—
	医療事務系	15 人	—
	デジタル系	45 人	—
	I T分野	30 人	—
	デザイン (WEB系)	15 人	—
その他		148 人	—

※新規参入枠は、基礎コース 30%、実践コース 30%であるが、新規枠が 15 人未満の場合には 15 人まで可能とする。ただし実績枠が 15 人を下回らない範囲とする。また、同一の認定単位期間での実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のため、新規採用枠への振替を可能とする。

※地域ニーズ枠については全て新規参入枠とすることができる。

※中止となった訓練コース分の認定数については、次期以降の認定単位期間の同一分野の認定に活用できる。

※厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室に報告の上、第 3 四半期、第 4 四半期においては、余剰人員について、基礎・実践コース間の振替及び実践コースの他分野への振替を可能とする。

※1 認定単位期間（四半期）における各地域（ハローワーク管轄内）で申請できるコースの上限を各分野毎に 1 コースまでとする。

※シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう設定する短期・短時間訓練については、随時、申請できることとする。

※目標就職率については、雇用保険適用就職率を用いている。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関の連携

島根県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び島根労働局の関係機関はもとより、地域の訓練実施機関、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取組を行うことが必要であり、令和4年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

(2) 訓練受講希望者等の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

訓練受講希望者や職業相談を通じて職業訓練の受講が必要であると判断される者が必要な公的職業訓練を受講できるよう、労働局、ハローワーク及び職業能力開発施設が連携して、訓練説明会や施設見学の開催、訓練風景の動画配信サイトの案内等、訓練情報の提供に取り組み、ハローワークの訓練相談窓口積極的に誘導する。

公的職業訓練の受講指示等に当たっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、ハローワークにおいて、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、的確な受講あっせんに取り組む。

(3) 訓練受講者に対する就職支援

求職者支援訓練受講者および職業訓練受講給付金受給者については、毎月1回の指定来所日において職業相談を実施する。一方、公共職業訓練受講者についても活動指定日を設定し、訓練受講中の早い時期からハローワークによる職業相談等の機会を提供する。

また、訓練修了1ヶ月前時点で就職未内定者については、職業能力開発施設と調整の上、ハローワークへ積極的に誘導する等、担当者制による就職支援を強化し、訓練修了後概ね3ヶ月後までを目処に一貫した個別支援に取り組む。